

2.不良債権と自己査定

ここがポイント

自己査定では、債務者をリスクの高い順に「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」「要注意先(「要管理先」と「要管理先以外」)」「正常先」に区分し、さらに各区分の各債権を回収可能性に応じて4種類に分類する。

(1)自己査定のしくみ

なぜ「自己査定」が必要なのか

返済の可能性が低い債権を的確に把握し、それらに対して早期の手当てをするため、銀行では定期的に貸出金等の資産の価値を自ら査定して分類をします。この分類作業のことを「自己査定」といいます。この自己査定の結果は、ディスクロージャー誌などで開示されている不良債権等の金額算定の基礎にもなります。

自己査定は平成10年3月の決算期から導入され、6か月

毎(中間決算期と決算期)に実施されています。その後、平成11年7月から、検査官が金融機関を検査する際の手引書として金融庁(当時は金融監督庁)が作成した「金融検査マニュアル」の適用が開始されました。これにより、現在では金融検査マニュアルなどを踏まえて、各銀行が自主的に作成している「自己査定ルール」などに基づいて自己査定が行われています。

自己査定の手順

銀行における自己査定では、まず、貸出先等の債務者(借り主)の財務・経営状況に応じて、債務者を次の5つの区分に分別します(銀行によっては要注意先をさらに「要管理先」

と「要管理先以外」に分別している場合もあります)。この区分を「債務者区分」といいます(表3)。

表3 債務者区分

破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻懸念先	現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
要注意先	金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者
要管理先	要注意先のうち、3か月以上延滞または貸出条件を緩和している債務者(債権の全部または一部が金融再生法に定める要管理債権である債務者)
要管理先以外	要注意先のうち、要管理先以外の債務者
正常先	業績が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

用語解説

金融検査マニュアル

金融庁や各財務局の検査官が銀行などを検査する際に指針となる手引書のこと。不良債権の分類や引当の基準が定められているほか、検査では経営の意志決定過程なども点検項目となります。

自己査定ルール

資産の自己査定にあたって、金融検査マニュアルなどを踏まえて各銀行が独自に作成しているルールのこと。債務者区分や分類の基準などが定められています。

次に、債務者区分ごとに、銀行が保有している資産(貸出金等の債権)について、担保・保証などによる債権回収の可能性を評価して、回収リスクの低い方から順に次の4種類に分類します(表4)。

これらの2つの作業の結果、銀行が保有しているすべて

の債権は、図1のように区分・分類されることになります。

自己査定は、銀行が貸出金などの資産の価値を把握するために行う内部作業です。このため、銀行にとって自己査定の結果を開示する義務はありませんが、自主的にディスクロージャー誌に掲載している銀行も一部あります。

表4 資産の分類

	定義	内容
非分類	回収の危険性または価値を損なう危険性について問題のない資産	「正常先」に対する債権 「正常先」以外の債務者区分の債務者に対する債権のうち、預金担保などの優良担保・保証などで保全された部分
分類	債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存するなどの理由により、その回収について通常の度合いを超える危険を含むと認められる債権などの資産	「要注意先」に対する債権のうち、非分類以外の部分 「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」に対する債権のうち、不動産担保などの一般担保・保証などで保全された部分
分類	最終の回収または価値について重大な懸念が存し、従って損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産	「破綻懸念先」に対する債権のうち、非・分類以外の部分 「実質破綻先」「破綻先」に対する債権のうち、担保の評価額と処分可能見込額との差額部分
分類	回収不能または無価値と判定される資産	「実質破綻先」「破綻先」に対する債権のうち、非・分類以外の部分

図1 自己査定の債務者区分と資産の分類(まとめ)

債務者区分	分類	非分類	分類	分類	分類
破綻先・実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先および実質的にそれと同等の状況にある先		預金担保などの優良担保・保証などで保全された部分	不動産担保などの一般担保・保証などで保全された部分	担保の評価額と処分可能見込額との差額	非・分類以外の部分
	破綻懸念先 今後経営破綻に陥る可能性が大きい先		不動産担保などの一般担保・保証などで保全された部分	非・分類以外の部分	
要注意先 今後の管理に注意を要する先	要管理先 要管理先以外		非分類以外の部分		
正常先 業績良好かつ財務内容も特段問題のない先		正常先に対する債権(全額)			



用語解説

優良担保 / 一般担保

預貯金、満期返戻金のある保険、国債などの信用度の高い有価証券などを「優良担保」、不動産など、優良担保以外の担保で客観的な処分可能性のあるものを「一般担保」といいます。

優良保証 / 一般保証

公的信用保証機関や金融機関の保証など、保証履行の確実性が極めて高い保証を「優良保証」、十分な保証能力を有する一般事業会社の保証など、優良保証以外の保証のことを「一般保証」といいます。

2. 不良債権と自己査定

ここがポイント

将来の損失発生に備えるため、自己査定の結果に基づき、債権の回収可能性の程度に応じて各不良債権の処理を行う。
自己査定 不良債権処理 決算情報の開示という一連のプロセスは、内部・外部の様々な機関によって監査・検査される。

(2) 自己査定に基づく引当・償却

損失の発生に備える

銀行では、自己査定の結果に基づいて、図2のような処理が行われます。基本的には、回収の見込みが低い債権ほど、それに対する引当(回収不能となった場合に備えて

貸倒引当金を計上)を厚くするか、直接償却(貸借対照表の資産から消して損失を計上)することになります。

図2 債務者区分×資産の分類による不良債権の処理基準

債務者区分に対する債権	分類	非分類	分類	分類	分類
破綻先・実質破綻先に対する債権					個別債務者ごとに債権額全額を予想損失額とし、予想損失額に相当する額を個別貸倒引当金として計上するか、直接償却する。
破綻懸念先に対する債権		担保・保証などで保全されている。			過去の貸倒実績率などに基づき、個別債務者ごとに今後3年間の予想損失額を見積り、その額に相当する金額を個別貸倒引当金として計上する。 また、大口債務者(与信額100億円以上)については、キャッシュ・フロー見積法を適用して算定した金額を個別貸倒引当金として計上することが望ましい。
要管理先に対する債権		過去の貸倒実績率などに基づき、平均残存期間又は今後3年間の予想損失額を見積り、その額に相当する金額を一般貸倒引当金として計上する。 また、大口債務者(与信額100億円以上)については、キャッシュ・フロー見積法を適用して算定した金額を一般貸倒引当金として計上することが望ましい。			
要注意先に対する債権					
要管理先以外に対する債権		過去の貸倒実績率などに基づき、平均残存期間又は今後1年間の予想損失額を見積り、その額に相当する金額を一般貸倒引当金として計上する。 また、要管理先または破綻懸念先から上位遷移した大口債務者(与信額100億円以上)については、要管理先に準じた引当方法を適用することが望ましい。			
正常先に対する債権					過去の貸倒実績率などに基づき、今後1年間の予想損失額を見積り、その額に相当する金額を一般貸倒引当金として計上する。



用語解説

個別貸倒引当金

破綻先・実質破綻先 / 破綻懸念先に対する債権について、貸し倒れに備えて個別債務者ごとに計上する引当金のことをいいます。

一般貸倒引当金

要注意先 / 正常先に対する債権について、その債務者区分全体の過去の貸倒率などに基づき、貸し倒れに備えてその区分の債権全体に対して一括で計上する引当金のことをいいます。

キャッシュ・フロー見積法(Discount Cash Flow法)

将来の債権回収見込み、すなわちキャッシュ・フロー見込みに基づいて必要な貸倒引当金を算定する方法です(DCF法ともいいます)。

具体的には、個別債務者ごとに債権の元本の回収および利息受け取りに係る将来のキャッシュ・フロー(回収見込み)を見積り、この将来得ることとなる金額を現時点での価値に計算し直した金額(割引現在価値額)と、債権元本の帳簿価額との差額を貸倒引当金とします。(貸倒引当金 = 元本帳簿価額 - 割引現在価値額)

キャッシュ・フロー見積法は、将来のキャッシュ・フローを合理的に見積られる場合に、将来の回収見込みに関する判断結果を貸倒引当金の算定に反映できる方法ですが、貸倒引当金の算定方法にはこの他にも過去の貸倒実績率をもとに算定する方法もあり、様々なケースに応じて、リスクの実態にあわせた多様な貸倒引当金の算定が可能となっています。

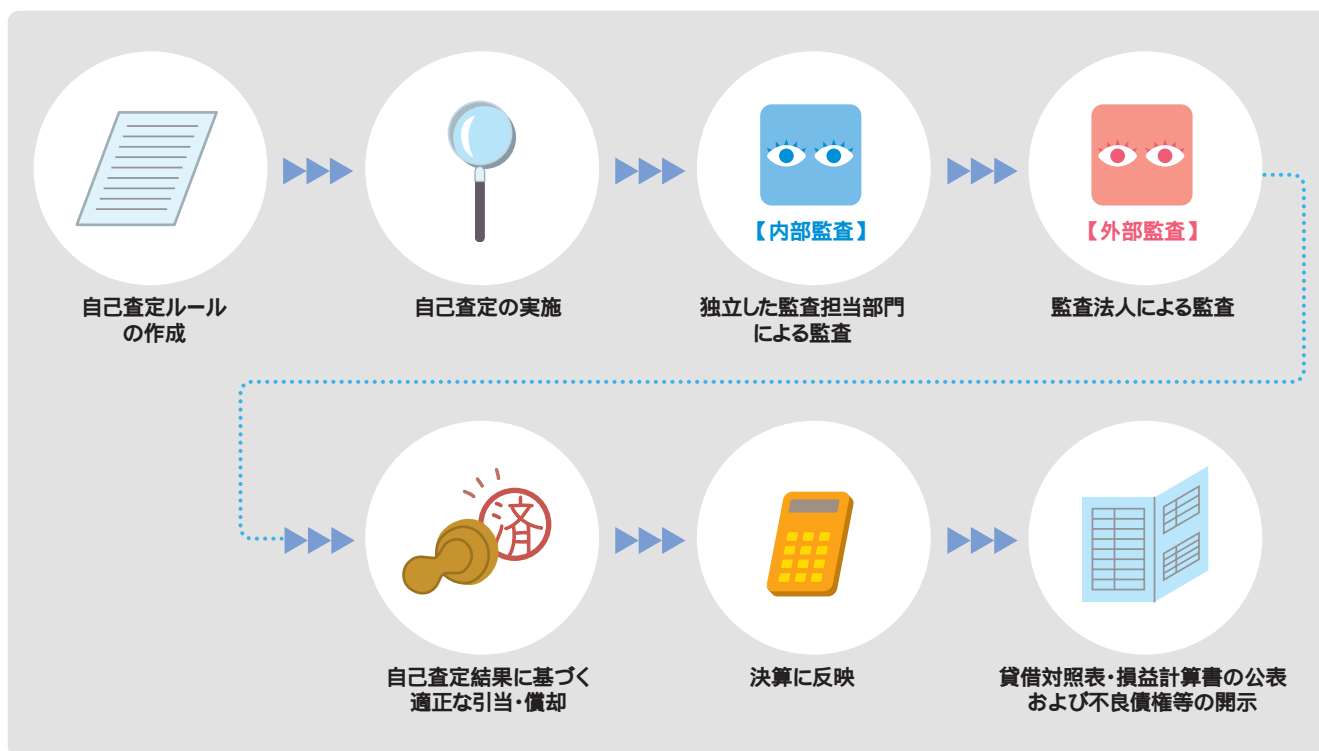
客観性を確保する

自己査定、償却・引当および不良債権等の開示までの手続は図3のようになります。

自己査定の結果については、都度、各銀行の企画・審査・

営業セクションから独立した監査担当部門による監査(内部監査)と、監査法人による監査(外部監査)を受けています。また、金融庁による検査も行われています。

図3 自己査定～不良債権開示までのフロー



「金融検査マニュアル」に基づく 金融庁による検査

(注) 引当・償却および決算についても内部監査・外部監査を受けています。

用語解説

保全

担保・保証や貸倒引当金によって実質的に貸倒に備えた手当てがなされていることをいいます。一部の銀行のディスクロージャー誌などでは、保全されている部分の割合を「保全率」などとして表示している場合があります。

監査法人

5人以上の公認会計士が共同で組織・設立した法人のこと。企業の会計が適正に行われているか監査したり、経営に関するアドバイスをしたりします。

2. 不良債権と自己査定

ここがポイント

金融再生法開示債権やリスク管理債権の額には、担保や貸倒引当金などで保全されている部分も含まれている。

貸出先の倒産時などに、開示されている不良債権のすべてが回収不能になるわけではない。

(3) 自己査定と開示債権

自己査定と開示債権の関係はどうなっているか

自己査定の債務者区分に対する債権と金融再生法開示債権およびリスク管理債権の3つの関係を整理すると、概ね表5のようになります。債権の対象範囲や分類方法が

それぞれ異なっているため(P2~3)明確に対照させることは困難ですが、各債権の金額を表5に記しました。

表5 自己査定と開示債権との関係

自己査定の債務者区分に対する債権	金融再生法開示債権	リスク管理債権
破綻先に対する債権	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 57,470	破綻先債権 22,390
実質破綻先に対する債権		延滞債権 159,190
破綻懸念先に対する債権	危険債権 130,130	
要管理先に対する債権	要管理債権 165,790	3か月以上延滞債権 5,000
		貸出条件緩和債権 161,900
要注意先(要管理先を除く)に対する債権	正常債権 4,392,410	(リスク管理債権以外の貸出金) (4,121,440)
正常先に対する債権		
	(合計) 4,745,810	(合計) 4,469,930

(注) 1.数字は平成15年3月期の全国銀行の金額(単位は億円)。(金融庁資料より作成)

2.一部の銀行においては部分直接償却実施後の金額が計上されています。

3.リスク管理債権は貸出金だけが対象ですが、金融再生法開示債権および自己査定対象債権は貸出金以外に支払承諾見返などを含まず。

用語解説

部分直接償却

破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権について担保等による回収が不可能な額(分類債権額)に対し、個別貸倒引当金の計上ではなく、債権額から直接減額(直接償却)すること。

開示債権の中身を見てみると・・・

金融再生法開示債権やリスク管理債権などの額を見る時に注意する必要があることは、これらの開示された債権には、「担保や保証および貸倒引当金などによって保全されている部分」も含まれているということです。金融再生法開示債権やリスク管理債権は、担保・保証や貸倒引当金などによって保全されている部分であっても、それぞれ

の基準に合致する債権であれば開示することになっているからです。

例えば図4のように、自己査定での「破綻懸念先」に対する債権は、担保・保証などで保全された部分 = 非分類・分類と、非・分類以外の部分 = 分類からなります。

図4 開示債権と実際の損失可能性



金融再生法開示債権の場合には「危険債権」となる。

リスク管理債権の場合には「延滞債権」の一部を構成する。



つまり、破綻懸念先の債務者が万一倒産などによって借入金を返済できなくなったとしても、銀行が損失として計上する可能性があるのは、分類中の貸倒引当金で保全されていない部分だけ(図4の例でいうと、債権100のうち15のみ)になります。しかし、金融再生法開示債権の場合には、これらの非分類、分類および分類をまとめて「危

険債権」として開示し、また、リスク管理債権の場合には「延滞債権」に含めて開示することになっています。

したがって、金融再生法開示債権やリスク管理債権の不良債権等の額を見る時には、「その不良債権のすべてが回収不能な債権になるわけではない」ということを理解しておくことが重要です。